

アセンブリ
排除／包括を演じる集会
——ジュディス・バトラー『アセンブリ』への応答——

下河辺 美知子

はじめに——二十一世紀の集会^{アセンブリ}

人が集まっている。その光景にたいして、われわれはどんな言葉を向けることができるであろうか。「人々は何のために集まっているのか?」「人々がそこで共有している言葉は何なのか?」「そのメッセージはどこに向けられているのか?」「自分が参加した集会だとすれば、自分は何を求めてそこにいたのか?」「参加していないとすれば、集まった人々と自分はどのような関係にあるのか?」等等。

英語のassembleは動詞であるが、他動詞（「集める」）と自動詞（「集まってくる」）の両方に使うことができる。他動詞の場合「集める主体」がまず設定され、「集められる客体」がそこに現れてくる。*Webster's Third New International Dictionary*によれば、他動詞のassembleには、その目的語の種類によって二つの意味が挙げられている。一つは「人」を集めるものであり、今一つは「人以外のもの」を集めるものである。¹ 一方自動詞では、「人」が主語となり、そこには足を使ってその場に赴く人間の意思がある。集まってくるには何か目的があり、集まってできた集会は何らかの同一性を表現することになる。

では、人があつまる「集会 (assembly)」にはどのような種類があるのだろうか。同じく*Webster's Third New International Dictionary*で見てみよう。名詞assemblyの5つの意味の中で、「集会」にあたるのは1.の a company of persons collected together in one place usu. for some common purposeである。さらに1.の中には (a) ~ (e) までの5つの意味が掲げられており、その各々が集合する人々の属性を表している。(b)「特定の宗派の運営委員会」、(c)「社会的な集まり」、(d)「教会における宗教的な集まり」、(e)「学校運営や教育の場としての生徒会や学校・大学の集まり」である。

これら4つに対して (a) の意味が対立してうきあがってくる。それは、「大文字で」ということわり書きのもとに示された意味、立法機関としての「議

会」であり、例としてThe Assembly of New York State (ニューヨーク州議会下院) などがあがっている。他の「集会」は自らの意思で参加することができるが、議会としての「集会」は選挙によって選ばれた代議員のみが集うものである。間接民主主義の代議制というシステムの中で人が集まっているという意味においてassemblyに「議員としての集会」という意味があることを考えておく必要がある。

一方、assemblyの1. の定義「共通の目的をもって、一つの場所に集まった人々」に立ち返るとき、代議制による政治に対して異議を申し立てるための「集会」が立ち上がってくる。議会という「集会」は、議会の持つ権力に物申す人民の「集会」からの声を聞く義務がある。しかし、時として「集会」はデモなどで示される「集会」の活動を恐れ、妨害し、鎮圧しようとする。本稿では、二十一世紀社会における人民集会としての「集会」の意味を考えるが、ことに新自由主義における人間の心理、および集会に集まった人々が共同で発する声の二つについて論じてみたい。

1. 集会の場—人民主権の可視化

代議制議員が構成する立法府としての「議会」の持つ権力に対し、選んだ側の民衆が異議を表明する手立ての一つが、デモなどによる「集会」である。そして、そこには人民主権の原則が確認されなくてはならない。人民主権は今ではほぼ万国の基礎と見なされているが、十八世紀アメリカ国家を仔細に分析したアレクシス・トクヴィルは、「人民主権のドグマをその正しい価値において評価し、その社会事象への適用を研究し、その利害損失を判断することができる国が世界のどこかに一国だけあるとすれば、その国こそアメリカである」と述べている。(58)

トクヴィルは、しかし、人民主権がはじめからアメリカで声高々に唱えられたわけではないとも言う。母国に主権を握られていた植民地は、(人民主権の) 原理を法律の中に明示することはできなかった。そこで彼らがしたこととは何だったのか。トクヴィルは以下のように言う。

… it (the dogma of the sovereignty of the people) had therefore to lie hidden in *the provincial assemblies*,

especially that of the township. There it spread secretly. (59
italics Shimokobe)

植民地の人々が人民主権を心に宿したとき、それは「隠されていなくてはならず」そんな中、「密かに拡大していった」のである。主権を持たぬ側が人民主権の原理を育んだ場、それこそが、地方的集会 (the provincial assemblies) であった。

その後、独立革命を経てアメリカは主権国家の地位を得る。人民主権の原理は、小さな集会をはなれ、国家の中で明示され「すべての法律を支配する法律 (the law of laws)」(59) となったのである。

※

民衆の声が権力に対抗しその成果を上げる場としての人民集会にはどのような力が宿しているのだろうか？ここで思い出したいのは、間接民主主義社会における権力は、選挙で選ばれた議員によって構成される「議会」という集会に置かれていることだ。「議会」という集会と、「人民」が集う集会とは、同じassemblyという語の二つの意味でありながら緊張関係にある。前者の機能は後者の意図を表象 (represent) することが出来るのか？

ジュディス・バトラーは*Notes Toward a Performative Theory of Assembly* (2015) を書いた目的を以下のように言っている。

This book will ... suggest that debates about *popular demonstrations* tend to be governed either by *fears* of chaos or by radical *hope* for the future, though sometimes fear and hope get interlocked in complex ways. (1-2 italics Shimokobe)

バトラーはこの本で、assemblyの意味を「議会」にたいする「民衆集会」(public assemblies) に絞り、その人民の集会の中でも、「民衆デモ」(popular demonstrations) にフォーカスする。彼女は、二十一世紀新自由主義空間におけるその集会の空間が「恐怖」と「希望」の混交した空間であると言う

が、研ぎすまされたバトラーの議論を予想する読者は、政治の場である集会についての議論の中心に恐怖と希望という人間心理が置かれていることに多少の驚きを覚え、一方、大いなる期待をもってこの本を読み始めるのである。

人民集会を論じるとは言え、それはあくまで立法府としての権力を持つ「議会」との関係の中で行われなければならない。議会とは、選挙によって選ばれた議員 (representative) が人民を代表する (represent) 場であるとすれば、その表象 (representation) そのものの有効性、正当性が問われることになる。選挙とは、人民主権を行使するための手段であるとしても、投票行動によって主権が人民から代議員へと過不足なく受け渡されるわけではない。バトラーはこの間の事情を翻訳のメタファーを用いて説明する。

So “popular sovereignty” certainly *translatable* into electoral power when the people vote, but that is never a full or adequate *translation*. Something of popular sovereignty remains *untranslatable, nontransferable*, and even *unsubstitutable*, which is why it can *both elect and dissolve regimes*. (162 italics Shimokobe)

投票行動によって人民主権が別の空間に移転するとき、それは決して「十全で適切な翻訳」とはなりえず、そこには変質・変換がおこる。議会という場にもたらされた後も、人民主権は「翻訳不可能性」「転移不可能性」「代表不可能性」という残余として人民の側に留まっている。

間接民主主義社会がかかえる最大のテーマである「代表制」の持つ断絶にわれわれはどう対処するのか。先の引用の中で、バトラーが翻訳不能性という事態を先行詞とするwhich以下で述べたさりげない言葉が光を放つ。「だからこそ、それは体制を選出することも、崩壊させることもできるのだ。」人民によって「選出された」議会であるが、それが人民主権を表象しないときは「崩壊させる」ことができる。議会の権力を壊す権力が人民主権の神髄であるというならば、人民の集会としてのassemblyは、代表制に還元しえない力が発揮される場であると言えよう。

2. 集会の場で起こっていること (1) - 排除と包括

「集会」に集う人々は、一人ひとり自分がその集会に参加していることの意味を意識している。ではそこでは何が起きているのか？ バトラーは次のように指摘する。²

So when a group or assembly or orchestrated collectivity calls itself “the people,” they wield discourse in a certain way, making presumptions about *who is included* and *who is not*, and so unwittingly refer to a *population who is not “the people.”* (4 italics Shimokobe)

集会の参加者が自分たちを「人民 (“the people”)」と呼ぶとき、彼らは「言説を操ることにより、誰が含まれ、誰が含まれないかという推定」を行っている。包括の言説は、ここでは排除の言説としても機能しているわけである。

ここで、排除についてのバトラーの洞察を紹介しておきたい。排除が行われたとして、「排除が行われているということが理解されずに排除が生み出されている」(4-5) と言うのである。なぜならば排除は「しばしば自然化され、自明の『事態』となっている」(5) からである。では、集会において「人民」を名乗る人々が排除の言説を使って「人民」を定義するとき、「人民」というシニフィアンは何を指し示すのであろうか？

議会外的権力を集結しようと集まった集会を「人民」と呼ぶことができるかという問題をバトラーは丁寧に論じていく。「人民」とは、「ある種のナショナリズム、あるいはユートピア主義の危険を持つ」(164) 言葉であるかもしれないとして、記号的意味がもつ危うさを指摘した上で、バトラーは「人民」を「空虚にならざるを得ないシニフィアン (an indispensable empty signifier)」(164) であると言う

われわれはニュース映像や新聞・雑誌に掲げられた写真で、デモに集う人々の姿を視覚的に確認し、そこに「人民」というシニフィアンにたいするシニフィエがあると思いがちである。なにしろ人間の身体がそこに存在し、その人たちが何かのメッセージを共有して集合しているのであるのだから。しかし、バトラーは言う。

… no picture of the crowd can *represent the people* when not all the people have the power to assemble in the street, or at least not on the same street. (165 italics Shimokobe)

動画や写真に切り取られた群衆は、その時その場所にいることが出来なかった人を排除しているがゆえに「人民を表象することは出来ない」のである。こうした画像は「何が、誰が、重要であるのかを選択しそれを編集した手段にすぎない」(165)からである。

「人民」とは誰なのか？空虚なシニフィアンとしての「人民」のむこうに実体のあるシニフィエとしての人々が立ち現われることはあるのであろうか？バトラーは言う。この点において、ジャック・デリダ、エティエンヌ・バリバル、ジャック・ランシエールらが議論してきたことに新しいことを付け加えるつもりはないと。そんなバトラーが「人民」という記号について唯一断言すること、それは以下である。

Perhaps “the people” is that *designation* that exceeds any and every visual frame that seeks to capture the people, … (165 italic Shimokobe)

表象についての二つの様式が、ここでは対比されていることに注目したい。一つは人民を画像として表象する「視覚的枠組み (visual frame)」であるが、この方法によっては人民は再表現され得ない。一方、バトラーは人民を「呼称 (designation)」として言語的な表象で指し示している。つまり、“the people” は言語記号として指し示す力のある「呼称」だと言っているのだ。言語によって差し示めされる “the people” に、シニフィエがもたらされる場面については次の章で述べることにする。

3. 記号としての “the people” の向こうで存在を主張するもの

人民としての “the people” というシニフィアンを実在の人々とつなぎ「これが人民です」という人のリストを作ることはできない。バトラーは以下のように説明する。

It never really happens that all of the possible people who are represented by the notion of “the people” show up in *the same space* and at *the same time* to claim that they are the people! (165 italics Shimokobe)

「人民」と名指しされる人すべてが「同じ時間」「同じ場所」にいるという状況はあり得ない。「人民」を記述するその時間の中に人民を閉じ込めることはできないし、人民を撮影するその空間の中に人民を囲い込むこともできない。バトラーはこの記述の少し後で、現れ損なう人々のケースをいくつか挙げていて、一大都市の周辺にいるかもしれず、国境の難民キャンプに集められているかもしれず、監獄あるいは収容所に拘留されているかもしれないと。そこまで極端ケースではなくとも、どこかの国民として安定した生活を送っている人々でさえ、メディアが「人民」として切り取ろうとする公共の広場にたまたまいないかもしれない。

それでは、“the people” という記号は、指し示すもののない空虚なシニフィアンのまま漂うほかないのであろうか？ 集会に集う人々はその身体をかけて「われわれはここにいる」と表明する手立てはないのだろうか？

バトラーの中心的テーマである行為遂行的言語がここに登場することは自然ななりゆきだった。「人民」という用語についてバトラーは言う。

The term “the people” does not only represent a *preexisting* collection of people; if it did, the term would *postdate* the production of the collectivity itself. (169 italics Shimokobe)

記号としての“the people”の表象機能が述べられているが、時間の前後という概念が導入されていることに注目すべきである。指示物 (the referent) としての人民の集合体は「前もって存在する (preexist)」のではなく、“the people” という記号は、集団性そのものが出来上がった「後にくる (postdate)」というのである。

存在している何かが前もってあって、その後、表象する記号をそれに結びつける。われわれは記号を使用するにあたりこのように思いこんでいて、記号操作する自分の時間を軸に、時間の前後を設定している。そうした認知枠

を根本から問い直したのはショシャナ・フェルマン (Shoshana Felman) の言語行為論の仕事であった。³ *The Literary Speech Act: Don Juan with J.L.Austin, or Seduction in Two Languages* (1980,1983) において、フェルマンは指示物について以下のように言っている。

… the referent cannot be attained directly: it can only be approached or aimed at through the intermediary of language, which alone carries with it … a kind of knowledge having to do with reality: (76)

… the referent is itself produced by language as its own effect. (76-77 italic Felman)

The referent is no longer simply a preexisting *substance*, but an *act*, that is, a dynamic movement of modification of reality. (77 italics Felman)

今から四十年近く前にフェルマンが唱えていたこと。それは、記号によって指し示されるもの (the referent) は、物質 (substance) ではなく行為 (act) であるということだった。指し示されるものは前もって存在するのではなく、言葉の効果 (effect) としての行為 (act) の中に生じてくる。

言語行為論の神髄はここにあり、バトラーもこれを使って議論を展開している。人民が「自己を指し示し、自己として集合するという行為を通して人民を形成する方法」(170 強調バトラー) があるとすれば、それが「反復的行為化 (repeated enactments)」だと言うのである。「人民」という言葉は、その記号を身につけるために、言葉と身体とををかけて行為する中から、その効果として「人民」という生の指示物を獲得し続けていく記号なのである。とすれば、先にバトラーが主張するように、「人民」という言語、「人民」という画像が人民すべてを包括して指し示すことはないにしても、言語行為として「人民」が行為化される無限の時間と空間がそこに広がっていることになる。人々が身体をかけて集合し、身体の一部を使って言葉を声にする場面はどこにあるのだろうか？

4. “We the People” のパフォーマンスティヴィティ

集会に集う人々はプラカードやコールの言葉に自分たちの要求をこめている。しかし、バトラーは言う。集会という場は「それらが行う特定の諸要求に先立ち、それとは別に、既に意味を持っている」(8)と。集まった人々は、労働条件や自然環境や人権問題といった言語化された主張を唱えているように見えるが、彼らの身体に具体化された(embodied)その行動は、指し示されえぬ空虚な記号であった「人民」に指示物(the referent)としての実体がそこに出現しているのだと主張しているのである。

行為遂行的なものは身体と言語との混交の中で稼働する。彼らは声をあげる。“The people”はここにいと。“the people”がシニフィエを欠いた記号であるというならば、それを声にする人間が生身のthe referentとしてここにいと。“We the People”は、声にのせられるときWe are the People.という文章に仕立て上げられる。そのときわれわれは、フェルマンの言う「効果としてのreferent」が立ちあがる瞬間を目撃するのである。

バトラーは言語行為としての“*We the People*”が「唱えられた瞬間から自らを『人民』として構成しようとする」(175)声であると言うが、彼女が強調するのはその声の複数性である。たしかにWeというからには、複数の人間がいなくてはならない。

Someone says “we”with someone else, or some group says it together, perhaps chanting, or they write it and send it out into the world, or they stand one by one, or perhaps provisionally together, motionless and wordless, enacting assembly; when they say it, they seek to constitute themselves as “the people” from the moment in which it is declared. (175)

“We the People”は、空間を超えて他者と共に唱和される。そして注目したいのはその時間性である。「それが唱えられた瞬間」に言語行為の意味が出現するというのなら、このフレーズは同時性と未来性とを兼ね備えた普遍的時間の中にあることになる。

人が集まって、声を合わせて唱えるという状況をバトラーはあるメタファーをこめて表現する。音楽に通じるレトリックである。ハンナ・アレント (Hannah Arendt) は、「市民の抵抗の中で、集合して声を挙げる者たちの行為」を their concerted action springs from an agreement with each other (Arendt 56) と表現した。⁴ バトラーのレトリックにもそれが現れている。

… acting *in concert* can be an embodied form of calling into question the inchoate and powerful dimensions of reigning notions of the political. (9 italics Shimokobe)

音楽を奏でる場を、演奏者としてあるいは聴衆として共有するのが concert という場である。とすれば、他の人と共同で何かをなすという意味で in concert が使われたバトラーのレトリックには、“We the People” という掛け声に音楽演奏の効果—同じ瞬間に同時に複数の音が鳴り響きそれをその場に居合わせた人々の身体が共有する—を持たせようとしたものであると言えよう。

※

言うまでもないが “We the People” は合衆国憲法の冒頭の三語である。

We the People of the United States, in Order to form a more perfect Union, establish Justice, insure domestic Tranquility, provide for the common defence, promote the general Welfare, and secure the Blessings of liberty to ourselves and our Posterity, do ordain and establish this Constitution for the United States of America.

長々しい文章ではあるが、We the People という主語に対し、動詞は四行下の do ordain and establish であり、ここで、合衆国憲法の制定が行為遂行的に行われている。新国家建設のために集まった人々は、みなで声を出し

合って “We the People” を唱和する。イギリスという権力にたいする自分たち「人民」の存在をここに可視化するという意気込みがパフォーマンス的な言語として行為をさそい、時空間を超越した宣言として憲法の冒頭に置かれている。その瞬間、瞬間に、その場に集う人々が「人民」という記号の実体としてのシニフィエとなる国、それがアメリカ合衆国であるという誇り。そこに「自己生成の言語形式が作動」(175) しているのである。

“We the People” は「宣言 (declaration)」(176) であり「引用 (citation)」(176) であるとバトラー言う。声にだされて断言されるその文言は、別の時間、別の空間に響いた言葉の引用・反復であるが、その行為遂行的力が稼働するとき、そのたびにその場で新たな意味を生じさせる。われわれという複数性の中、自分の身体をかけて「人民」のシニフィエは提示され続けるのである。⁵

5. 集会の場で起こっていること (2) — precarityの共有

本書のタイトルは *Notes Toward a Performative Theory of Assembly* である。いつもは研ぎ澄まされた理論を展開するジュディス・バトラーであるが、本書を一読して感じるのは、assemblyという概念が身体感覚の裏打ちを込めて論じられていることだ。集会参加者の身体がその場に存在し、その身体から出る声をかけて（無言の場合はその沈黙をかけて）意思表示をすること。それが「議会」にたいする人民の「集会」の意義であった。

では2015年に出版された本書で扱われている集会とはどのような種類のものであるのだろうか？二十一世紀グローバリゼーションの世界において新自由主義の中で生きる「われわれ」の集会。バトラーがあえて議論しようとした集会はこれである。では、その集会は何を表現すると言うのか？

… there are ways of expressing and demonstrating *precarity* that importantly engage embodied action and forms of expressive freedom that belong more properly to *public assembly*. (10 italics Shimokobe)

「集会」において参加者がその身体をかけて表現されているものとして、

バトラーはprecarityという概念を提示する。⁶この語は日本語訳では「不安定性」と翻訳するほかないのであるが、それだけではバトラーが意味しようとした状況がうまく伝わらない危険がある。

そもそもバトラーは2004年に出版した*Precarious Life: The Powers of Mourning and Violence* においてprecariousという言葉を用いている。9.11でテロの暴力にさらされたアメリカ人は、攻撃してきた側とアメリカ国家の関係が理解できず、それゆえに自分という個人と外界との関係の脈絡が見えなくなった。その不安がprecariousという言葉に託されたのである。「『触発する言葉』でバトラーが展開していた被傷性の議論が9.11を経て反復されると国家という次元の分析に流れ込み、アメリカ国家の被傷性へとつながっていった」(下河辺82)のである。国家が外界と接する境界線が破られたことによって生々しく現実の生活に立ち現われた被傷性 (vulnerability)。これがこの時のバトラーのテーマであった。⁷

それから十年以上がたちprecarityの意味は変質している。新自由主義経済の中でバトラーが目撃したprecarityは以下のように構造化されている。

… it is structured into the institutions of temporary labor and decimated social services and the general attrition of the active remnants of social democracy in favor of entrepreneurial modalities supported by *fierce ideologies of individual responsibility and the obligation to maximize one's own market value as the ultimate aim in life.* (15 italics Shimokobe)

この引用では、人と社会の関係の中で、そこに生きる人間の立ち場を不安定にする要素が挙げられており、義務という形で心理的な倫理を押し付けることが指摘されている。引用の前半では、個人の人生に起きる困った事態に対する社会からの保障が減少していくこと具体例が挙げられている。この場合、不安定性とは人の属性をさしているわけではない。人と社会との関係の見通しが不安定なのであり、人はそのことに不安をつのらせるのだ。⁸ 後半では、そうした社会が企業家的様式 (entrepreneurial modalities) を倫理的指標として掲げるとき、そこに生きる人間にどのような義務を課すの

かが説明されている。バトラーが挙げているのは「自己責任」(individual responsibility)と「自分の市場価値の最大化という義務」(the obligation to maximize one's own market value)という二つであり、これはどちらも心理的要求である。

自分のいる社会から心理的要求を突きつけられている場合、人はそれを倫理規範として受け入れる。人生の究極の目的として「自分の市場価値を最大化せよ」という声が聞こえてくるとき、人は無条件にその指令に従順になる。そんな中、もし生活を維持していくことに経済的に失敗した場合、その理由はひとえに本人に還元されることになる。「不安定化」という事態は、自分と社会との関係の中に居座って、人々を不安と絶望に追いやるのだが、そうした心理が行きつく先には自立に失敗した自分が「使い捨て可能」(disposal)であるという絶望である。バトラーの議論は新自由主義機構におけるこうした負の連鎖を次のように説明する。

The more one complies with the demand of “responsibility” to become self-reliant, the more *socially isolated* one becomes and the more *precarious* one feels; (15 italics Shimokobe)

社会的な孤立。バトラーが見据えた二十一世紀の社会の現状がこれであるとすれば、集会の意味がそこに集約されていくのは自然の成り行きであった。

集会で起こっていること。複数の人間が集まって行動することによる効果とは、「自分の置かれている状況を他の人たちも共有している (a situation is shared)」(18) ことを知り、そのことを互いに明言し合うことである。文字に書かれた要求を突きつけるという表向きの目的はその後についてくる。人々は、状況が共有されたことを確認した上で、「経済的な自己充足という道徳規範を押しつけてくる個人化した道徳倫理に(声をそろえて)異議を申し立てる」(18) のである。

おわりに：その場に立ち現われること

2001年の9.11後にアメリカを襲ったprecariousな状態は、国家イデオロギ

一の次元において人々にもたらされたものであった。本書出版の2015年の新自由主義社会に蔓延しつつあるprecarityは経済システムの中で生じており、イデオロギーに還元されるというより人間心理の奥に蓄積したものであった。この場合、自分がprecariousな存在であることに気付きにくいいため、人は道徳的指標に従順であろうとしてprecariousな立場に自ら入り込んでいくのである。

そんな中、この本からメッセージを受け取るとすれば、次の一文に集約されるように思われる。

Showing up, standing, breathing, moving, standing still, speech, and silence are all aspects of a sudden assembly, and unforeseen form of political performativity that puts *livable life* at the forefront of politics. (18 italics Shimokobe)

立ってその場にいること、呼吸してその場にいること、動いたり静止したり声を出したり沈黙したりしてその場にいること。すべて「姿を現すこと」の形である。集会という場集まることにより、自分の内面に言語化されずにいた何かを共有するとき、自分の状況が個人の生き方の帰結なのではなく社会的にもたらされたものであるという洞察が人々の間に沁み込んでくる。「生存可能な生」を政治の場に置くということは、イデオロギーでも理性でもなく、身体をかけたパフォーマンスなのである。

集まりの中に身を置くことにより、自分がからめとられている社会的経済的構造の中で挙げられなかった声を共有できるように。硬直してしまった身体を緩める音頭取りの書として、この本は二十一世の新自由主義の社会に届けられたのかも知れない。

そんな本書の日本語訳は2018年、日本社会にもたらされた。おりしも安倍政権にたいする異論が同時多発的に出ている時期である。国会前を始めとして、全国各地でデモや集会が開かれている。バトラーからの呼びかけは確かに世界各地へ向けられたものであったが、集会に関していうとき日本には少し特殊な事情がある。一つは、議会としての集会にたいする人民の集会という構図で声をあげることに日本人は慣れていない。アメリカの独立戦争のように権力に対して人民主権を表立って唱え、母国という権威に銃を向けたと

いう場面が日本の歴史にはない。二つ目には、七十年前に戦争に負けた後、日本国家の再建がひとえにアメリカ一國にゆだねられたところもたらず影響が今日まで政治・社会・文化の深層に潜伏していることもまだはっきり言語化されているとは言えない。後者については、日本は敵としてのアメリカを認知しそこなったまま戦後社会を建設してきていると言えるのであるが、このテーマに関しては別の原稿で述べた。⁹

※

*Webster's Third New International Dictionary*のassemblyの意味を冒頭で説明したが、最後にその**4a**をあげておこう。

a signal given by drum, bugle, trumpet, or all field music for troops to assemble or fall in

ドラムやトランペットなど野外で奏でる音楽の意味であるというならば、assemblyとは、兵士としてではなく、一市民として、その音楽のリズムに合わせて声を出し、身体で行為する合図なのではないだろうか。

¹ 1. to bring or summon together into a group, crowd, company, assembly, or unit 2. to bring together として、目的語にはstatistics, data, library, parts of a radio setなどが例文にあがっている。

² バトラーは、人が集合している様子を表現するのに時として音楽のメタファーを使う。ここでは「編成された集合体」という意味でorchestrated collectivityと言っている。このorchestrateという言い方はデモクラシー的な枠組みの形を表現するときにも「多孔的性格を編成する (to orchestrate their porous character) ことができる枠組み」(164) で使われている。

³ バトラーは自分の著書においてフェルマンの仕事について一応言及はしている。しかし、本書においてもフェルマンを取り上げたのは2か所にすぎず、スピーチアクトの記号的特質が行為遂行的要素の故であるという重要な点においては、フェルマンを使わずに自らの議論のように展開している。

⁴ “Civil Disobedience” 中のフレーズである。conscientious objectorsに対して civil disobedientsの定義を述べている部分で、その集会の特徴はbound together by common opinion, rather than by common interestであると言う。そのような人々が協調して行動するときconcerted actionという言い回しが使われている。

⁵ 日本国憲法前文の冒頭と、合衆国憲法前文の冒頭を比べてみたい。“We the People” では、掛け声としての声を国民が聞き合っている。それに対して前者は「日本国民は」で始まっていて、声は外から聞こえてくるので、誰が誰に向かっていっているのかという問題が宙づりになったままである。また、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」とはじまった後、「日本国民」がなすべき行動が「～を確保し」「～を決意し」「～を宣言し」と三つ続き、最後に「この憲法を確定する」という行為が示されている。たしかに行為遂行的なレトリックではあるが、しかし、「憲法を確定する」が、その他四つの国民行動と並列に並べられていて、「法の中の法の制定行為」というメタレベルの行為が浮き上がってはこない。

⁶ precarityは precariousという形容詞を名詞にしたものであるが、この言葉を載せていない辞書も多い。この名詞は2000年あたりから、予測不能性、職業の不安定性、心身の福祉における不安定さといった意味で使われ始めた。新自由主義経済がグローバルスタンダードとして世界を覆う時期と重ねて、資本主義社会における労働者としての個人の位置や心理と関係した意味を与えられて広まった様子がわかる。Standing, Guy, *The Precariat: The New Dangerous Class*. (Bloomsbury Academic, 2011.) のタイトルではprecariousな階級をprecariatと命名していて興味深い。

⁷ この被傷性は自分の生命・運命を他者に依存しているという認識にその基盤を置いている。バトラーは次のように言う。

One insight that injury affords is that there are others out there on whom my life depends, people I do not know and may never know. This fundamental dependency on anonymous others is not a condition that I can will away. (*Precarious Life*, xii)

⁸ precarityは弱者、失敗者にのみ当てはめられるというのではない。バトラーはprecarityの一般化を以下のように言っている。We are all unknowing and exposed to what may happen, and our not knowing

is a sign that we do not, cannot, control all the conditions that constitute our lives. (21)

⁹ “Erasure of Voice in Post-War Japan : Derrida, Caruth, Oe” in *The Journal of Literature and Trauma Studies* (University of Nebraska Press forthcoming)

Works Cited

- Arendt, Hannah, “Civil Disobedience,” in *Crises of the Republic*, A Harvest Book. 1969,1970,1971,1972.
- Butler, Judith, *Notes Toward a Performative Theory of Assembly*, Harvard UP. 2015. ジュディス・バトラー『アセンブリ：行為遂行性・複数性・政治』佐藤嘉幸・清水知子訳 青土社、2018年
- *Precarious Life: The Powers of Mourning and Violence*. Verso. 2004.
- *Excitable Speech: A Politics of the Performative*. Routledge. 1990. ジュディス・バトラー『触発する言葉：言語・権力・行為体』竹村和子訳 岩波書店、2004年
- Felman, Shoshana, *The Literary Speech Act: Don Juan with J.L.Austin, or Seduction in Two Languages*. tr Catherine Porter. Cornell UP. 1983. ショシャナ・フェルマン『語る肉体のスキャンダル：ドン・ジュアンとオースティンあるいは二言語による誘惑』立川健二訳 勁草書房、1991年
- Tocqueville, de Alexis, *Democracy in America* tr. by George Lawrence, Harper & Row Publishers. 1969. A. トクヴィル『アメリカの民主政治』井伊玄太郎訳上・中・下 講談社、1987年、1990年
- 下河辺美知子「アメリカ国家のメランコリー：記号のパイオニア、J. バトラーのスピーチ・アクト」『現代思想 総特集ジュディス・バトラー：触発する思想』2006年10月号76-85頁